

緊急度の分類	事例		下校方法	学校	校外委員	メール配信
	不審者関連	災害など				
緊急度1	<不審者関連> ①区内・区外からの不審者情報があつたが、差し迫って危険がないと思われる場合。		事案により 方面別下校	事案により パトロール	連絡 連絡校外委員の連絡網により、下校見守りなどの対応を学校から依頼することがあります。	△ メール配信を かどうか、また、その内容につきましては、警察の指導のもと決定します。
緊急度2	<不審者関連> ①校区内に不審者出没、本校児童に係わる事案が発生。(声をかけられた・後をつけられた等)	<災害等> ①通学路での火災				
緊急度3	<不審者関連> ①近隣市内において凶悪事件が発生し、凶器を持った犯人が移動する可能性がある場合。	<災害等> ①震度5程度の地震発生 ②台風の接近・注意報 ③いちいち増水	事案により 全校一斉下校	パトロール または 保護者引き取り	児童引き取り	○
緊急度4	<不審者関連> ①学校襲撃予告・爆破予告あるいは子どもに危害を加える等の予告があつた場合。 ②子どもへの声かけ、追尾、露出等の痴漢行為が連続して発生している場合。 ③不審者が学校へ侵入した場合。	<災害等> ①大規模地震の発生(横浜市域のいずれかで震度5強) ②暴風警報・大雪警報・暴風雪警報 特別警報・降灰警報 ③いちいち氾濫	または 保護者引き取り	保護者引き取り対応		
緊急度5	<不審者関連> ①凶悪犯が学校へ侵入した場合。あるいは凶器を持って学校付近にいる場合。②近隣市内において、子どもの連れ去りや子どもへの傷害等の事案が発生した場合。		保護者引き取り	保護者引き取り対応	児童引き取り	○

安全確保に関するガイドライン

・学校への不審者侵入、台風・地震などの自然災害などから、子どもたちを守り、安全に保護者に引き渡すため、学校は次のような基準(ガイドライン)に基づいて判断し、行動します。

学校の対応(緊急時の判断基準)

・「保護者引き渡し」にするか、「**全校一斉下校**」にするか、「**方面別下校**」にするかは、おおよそ次のような判断基準に従い、その時点で学校が関係機関と連絡を取り合い、情報を収集して、最善と思われる方法を選択し、各ご家庭にメール配信でお知らせします。

<保護者引き取り>

・全校児童を学校内に留め置き、安全の状況を判断して保護者に引き渡します。
※5時後キッズに申し込んでいる児童は、キッズが引き取ります。

<全校一斉下校>

・全校児童を登校班ごとに校庭(雨天時は体育館)に集結させ、方面別登校班ごとに職員が引率し下校します。(職員が一番遠い班の解散場所まで引率します。)

<方面別下校>

・各学年の下校時刻を合わせ、方面別にできるだけ児童同士がまとまって下校ができる態勢をとります。教職員が必要に応じてパトロールします。(保護者の引き取りは、基本的には必要ありません)

この安全ガイドラインに沿って、学校では児童の下校等の判断を行います。
災害時などは、停電等により、メール配信が行えないこともあります。各ご家庭でもこのガイドラインの内容をご確認の上、緊急時の対応についてご家族でお話し合いください。
緊急連絡網の作成がないことから、電話連絡はありません。

※不審者に遭遇した場合は、直接警察に連絡して下さい。